

進路だより



第3号
令和7年10月24日(金)
進路指導部発行

1学期に全校生を対象に「進路希望調査」を実施しました。その中で寄せられた保護者の皆様からの質問や疑問、心配事等のいくつかにお答えします。ぜひご一読ください。

その1 新しくできた事業所があれば教えてほしい。



【新規事業所情報】

① 就労継続支援A型事業所グリット・ワン

・弁当盛り付け、調理、洗い物、店舗内清掃、値札貼りなどの軽作業を行っています。



② 就労継続支援A型事業所フェリス

・ベッドメイク、アメニティー補充、清掃、調理器具の手入れ等を行っています。



就労継続支援A型とは・・・将来の一般就労を目指し、支援を受けながら事業所と雇用契約を結び働く福祉サービスです。雇用契約を結ぶため求人票が必要となり、入社試験があります。最低賃金が補償されるものの定員以上の雇用はなく、空きがない場合は利用できません。

その2 事業所での活動の様子を知りたい。



【事業所の内容】

事業所には就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練等の種類があります。作業内容や1日の流れは、各事業所によって違いますので、進路の手引きを参照してください。基本的には1日6時間の利用が1つの区切りになります。様々な事業所を見学することで、学校卒業後の生活がイメージしやすくなります。

参考として、とある生活介護事業所の1日のスケジュールをご紹介します。

一日のスケジュール (例)

9:00~10:00	送迎で到着
10:00~10:15	朝礼(予定や昼食を確認)
10:15~11:15	午前の活動
11:15~11:30	食事前の準備(手洗い・トイレなど)
11:30~14:30	昼食・休養(個人活動)
14:30~15:00	帰宅準備(水分摂取、トイレなど)
15:00	退所





その3 親亡き後のことが心配…。



【成年後見制度】があります！

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力の不十分な方々を法的に支援する制度です。成年後見人が本人に代わって財産管理や福祉サービスの契約締結、遺産分割協議など様々なことを行ってくれます。この制度には**法定後見制度**と**任意後見制度**の2つがあります。

法定後見制度・・・家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら、裁判所から付与された代理権（本人を代理して契約などの法律行為をする）、同意権（本人が自分で法律行為をするときに同意する）、取消権（本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消す）を行使することによって、本人を保護・支援するものです。

任意後見制度・・・本人が十分な判断能力があるうちに、将来に備えて自らが選んだ代理人に、生活や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約を結んでおくものです。



★会津権利擁護・成年後見センターでは、自分ひとりでは判断が十分にできないおそれのある人やその家族が安心して暮らせるように、専門家による相談やサービス費用支援、制度の周知、支援者支援を総合的に行っています。障がいのある子どもがいるので、親の自分がいなくなってしまうのが心配など、将来的な不安がある場合はご相談ください。

＜会津権利擁護・成年後見センター＞

〒965-0006

会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88-4

ノーマライズ交流館パオパオ内

TEL 0242-23-7258

会津支援学校のすぐ近くです！



※中核機関の委託を受けている市町村（会津若松市・北塩原村・磐梯町・猪苗代町・会津坂下町・湯川村・柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町）にお住まいの方が相談できます。それ以外の市町村にお住まいの方は、役場など最寄りの行政機関にご相談ください。

★成年後見制度の利用を検討する際は、家庭裁判所や地域の相談窓口（地域包括支援センター、弁護士会、司法書士会、社会福祉協議会など）に相談することができます。

おしらせ

【保護者進路セミナー開催】

日 時：12月26日（金）10時～11時（予定）

場 所：会津支援学校体育館

テーマ：「障がいのある子をもつ親の交流の場～手をつなぐ親の会の取り組みをとおして」

講 師：三橋さゆり氏

元本校PTA会長、現会津若松市手をつなぐ親の会会長

おまちしています